

随意契約理由書

件名	令和7年度 海岸線 電車全般検査 ATC装置等
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当
随意契約の理由 電車は省令により定期検査を行う必要がある。 その期間は、重要部検査は5年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は10年毎となっている。 検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。 本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。 これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時にATC/ATO,ATI装置等の製作を担当した(株)日立製作所だけである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係(電話番号078-652-7340)